

令和4年度 第1回大島町農業委員会総会議事録

令和4年度定例大島町農業委員会が、令和4年4月25日（月）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|---------|
| 1、新保鐵雄 | 2、向山吉昭 | 3、中拂晶 | 4、五十嵐初代 | 5、笠間隆夫 |
| 6、三田一也 | 7、春木望 | 8、中山定彦 | 9、中村富長 | 10、山本政一 |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | |
|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 |
|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 3、中拂晶 農地利用最適化推進委員 欠席無し

4、出席職員は次の通り

中田太 産業課長
大原昭仁 農業係長
青木陽尚 主事

5、付議された案件

日程第1：推進委員委嘱

日程第2：部会長の選任

日程第3：令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価に基づき令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

日程第4：農地の権利移動の許可について

日程第5：農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について

日程第6：その他

6、本日の書記は次の通り

係長 大原係長

向山議長 それでは令和4年度第1回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中10名、欠席委員は0名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は2名中2名参加していただいています。

(開会)

- 向山議長 それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表の通りといたしますがご異議ございませんか。
- (～異議なしの声 多数～)
- 向山議長 異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は8番委員と9番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の青木氏を指名いたします。それでは日程第1「農地利用最適化推進委員の委嘱について」です。この件につきましては、休憩を取って発言していただければと思います。休憩といたします。
- (～休憩～)
- 向山議長 それでは再開いたします。農地利用最適化推進委員は、吉田義孝さん、澤田波夫さんになりました。よろしく申し上げます。
- 続きまして、日程第2、「部会長の選任」です。
- 休憩を取って発言していただければと思います。
- (～休憩～)
- 向山議長 それでは再開いたします。1、3、4、7、10番委員が農政部会、5、6、8、9番委員が農地部会となりました。
- また、農政部会長が4番委員、農地部会長が6番委員となりました。よろしく申し上げます。日程第3「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価に基づき令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について事務局よりお願いいたします。
- 事務局(青木) はい、日程第3、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価に基づき令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について事務局より説明いたします。1ページ別紙様式の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価に基づき、9ページ、別紙様式1の令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画を設定いたしました。こちらは毎年やっているものなのでお分かりの事とは思いますが、事務の実施状況や点検・評価の取りまとめたものを農林水産省へ報告するものとなっております。今回読み上げることは致しませんので、事前に確認していただいていると思いますので、こちらの内容でよろしければ、報告をあげさせていただきます。何か訂正等ありましたらお伝えしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
- 向山議長 日程第3のただいまの件につきまして何かございましたら挙手を願います。無いようでしたら次に進みます。よろしいですか。では次に進みます。日程第4、農地の権利移動の許可について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(青木) 12ページになります。農地の権利移動の許可につきまして、議案第1号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲-▲、○○、▲歳です。譲渡人は□□▲-▲-▲、○○、▲歳。申請地は、□□▲-▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を無償にて取得し、野菜、苗木類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしましては、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名。既存の農業機械等はトラクター1台です。尚、今後はミニコンボを導入予定でございます。次のページをご覧くださいと、申請地への案内図となっております。説明は以上です。申請地は、□の

□に位置します。続いて議案第2号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲-▲、〇〇、▲歳。譲渡人は□□▲-▲-▲、〇〇、▲歳。申請地は、□□▲-▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、こちらも同じく、申請地を無償にて取得し、野菜、苗木類を栽培する農地として利用したいというものです。以下議案1号と同様です。続きまして議案第3号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲-▲、〇〇、▲歳。譲渡人は□□▲-▲-▲-▲、〇〇、▲歳。申請地は□□▲-▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は譲渡人である〇〇より申請地を無償にて取得し、野菜、苗木類を栽培する農地として利用したいというものです。以下、議案1号と同様です。

向山議長

ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して地区担当委員の方から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いいたします。

新保委員

1番。

向山議長

はい、1番。

新保委員

それでは、農地法第3条、〇〇さんに3つの土地、□□▲-▲、▲-▲、▲-▲につきまして、説明を申し上げます。この土地は前任者との契約が今年度の3月31日で切れ、前任者が更新しない為、〇〇さんがそれぞれから無償で譲り受けるというものです。□側は道路に面して雑木林、□側も雑木林、□側に面しては□□を背にした雑木林、□側は□□となっております。それぞれの分界点というか敷地の仕切りのところには樅の木が植栽されています。草木が昔あったと思われませんが今は整地されて綺麗になっております。6人で4日かかったという話を伺いました。日当たりも良く、なだらかな土地ですので植栽をする、植木を植えるのにもってこいの土地だと思います。この土地をどう活用するか検討し、草が多い土地ですのでユンボなどを使った後、トラクターで整地して草をなくすことから始められるそうです。▲-▲につきましては入口に近いため水道をひかれておりました。そして何を植えるかということをお聞きしましたらアシタバ類の野菜類、または果樹、花卉等を将来的に植えてみたいというお話でした。平坦で日当たりのいい土地なのでこれは可能だと思います。以上で説明は終わります。

向山議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの担当地区の説明についての発言のある方は挙手を願います。

笠間委員

はい。

向山議長

はい、5番委員。

笠間委員

これは〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん。これは何か血縁関係か何かあるのですか。

向山議長

はい、1番委員。

新保委員

特にないです。

笠間委員

特にない。特になくて▲平方メートルを無償でということですか。

新保委員

はい。

笠間委員

タダで。

新保委員

もうこの方たちは百姓をしないそうです。〇〇さんはやってみたくて明確であったため、無償で譲り受けたということですか。

- 笠間委員 はい。
- 向山議長 はい、5番委員。
- 笠間委員 無償の場合に、以前□□であった事例ですが、叔父さんから甥に土地を譲渡した際、贈与税が相当かかったそうです。後になって、名義変更とか登記する際にそれが発覚して、大変な金額だったそうです。今回も無償で贈与される案件ですが、これだけの土地の広さだとそういうのはどうなのですか。そのへんは事務局で分かりますか。
- 事務局(青木) いや。
- 三田委員 はい。
- 向山議長 はい、6番委員。
- 三田委員 売買で契約の場合は、譲渡税はかからないと思います。それと、この農地は農振農用地ということで、当然〇〇さんは農業者ですよ。
- 新保委員 はい。
- 向山議長 はい、1番委員。
- 新保委員 農業者です。
- 笠間委員 でも〇〇さんは農業者と言っても土地は□□で使うのですか。
- 新保委員 □□ではなく□□で使うそうです。
- 笠間委員 では、税金がかかる際、本人が払えば良いことだけでも、許可後にそんなに譲渡税がかかるならいらぬということになりかねないので、その辺は事前に税務課等で確認して。
- 事務局(青木) 分かりました。
- 笠間委員 先ほどお伝えした方は、許可後に譲渡税が発覚して、支払が大変だったと聞きました。今回の〇〇さんもそうならないと良いのですが。
- 新保委員 事務局で聞いてもらえますか。
- 事務局(青木) 聞いておきます。
- 春木委員 はい。
- 向山議長 はい、7番委員。
- 春木委員 この間の□□の件は総額▲万円ぐらい払ったそうですね。この間□□であった無償譲渡の件に私も行きまして、□□の町外れですので相当税金がかかりますよとお伝えしたら、税務課で調べて来て、やっぱり無償でやりますと連絡がありました。
- 笠間委員 それも本人が把握して行うのであれば問題ないと思います。それから一括で3筆を譲渡する案件ですが、面積等に上限はないのですか。一括でやり取りする際に無償、有償問わず。
- 事務局(課長) 東京都を確認してから総会に出しているのですが、ちょっと条文でそういうのがあるのかは承知していないのですが、今回の件につきましては問題ないという認識でございます。
- 三田委員 はい。
- 向山議長 はい、6番委員。
- 三田委員 多分、農業者が農振農用地を買うには問題ないと思いますよ。
- 向山議長 他にどなたか。以上の件につきまして他に意見のある方はございますか。

(～ありませんの声 多数～)

向山議長 それでは採決いたします。日程第4議案1号2号3号の農地の権利移動許可について原案の通り承認することに賛成の方は挙手願います。

(～全員挙手～)

向山議長 全員賛成ですので議案1号2号3号については原案の通り承認いたします。

三田委員 ちょっとよろしいですか。参考で教えていただきたいのですが、今まで農振農用地の使用貸借とかそんな形で〇〇さんがやっていたのかどうか。今まではみんな、その農地について貸し借りみたいな形で契約結んでやっていたじゃないですか。

新保委員 ないと思う。

中拂委員 3月31日までは〇〇さんが中間管理機構を通して利用していたのですけど。

新保委員 中間管理機構。

中拂委員 中間管理機構を通して貸し借りをしていた。

三田委員 はい、ありがとうございます。あの今までそうゆう時はどうなっていたのか。中間管理機構とかで扱われていた土地ってことですね。

向山議長 で、わけあって今年の3月31日で契約が切れたと。その後〇〇さんが気付いたというか。やったそうです。

良いですか。

三田委員 すみません、ありがとうございます。

続きまして日程5、「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局(青木) それでは説明いたします。農用地利用配分計画(案)でございます。こちらの農地につきましては、農地中間管理事業を活用しての利用計画になります。□□▲番▲、地目は畑で、▲平方メートルのうち▲平方メートルの利用権設定でございます。栽培計画は農地中間管理事業での貸付農地として借り受けるというものです。貸借の期間は5年。賃借料は有償の設定で年間▲円となっております。利用権を設定する者(貸手)は□□▲番地、〇〇。利用権の設定を受ける者(借手)は一般社団法人東京都農業会議となっております。次のページをご覧くださいますと、実際に農地を借り受ける受け手の方の権利関係でございます。□□▲番地、〇〇。借り受けの始期ですが、2022年5月1日で存続期間の終期は2027年4月30日です。期間は5年間の賃借となります。資料をおめくりいただきまして、今回の借入れ農地で野菜を栽培する計画です。

説明は以上になります。

向山議長 それでは南部地区担当委員の方の説明がありましたら。

五十嵐委員 はい、4番。

向山議長 はい。

五十嵐委員 はい。日程5、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定についての補足説明をいたします。令和4年4月23日土曜日、南部地区委員の中村さん、向山さん、私五十嵐3委員と産業課係長大原さん。申請者□□さんと5人にて現地確認。調査、見回りをいたしました。その結果3委員とも異議なしと認めましたので各委員の方々もよろしく願います。今回の件は前回に引き続き再契約、更新です。申請地の周りは樺の木、

杉に覆われる防風林となっており申請地内は平坦で日照時間も長く、海岸から離れておりますので塩害も考えられません。近隣への雨水、土砂等の流出も土手になっており考えられません。地内にはガラスハウス奥行き36メートル、間口18メートルの2連棟となっております。現在作物は野菜とパッションフルーツが栽培されております。家庭内水道、農業用水も敷設済みです。申請地は混合畑で申請地の近隣、周辺の農地は北に農振畑普通畑、東に農振畑、南に普通畑、西に農振畑普通畑となっております。防火シートタンク200リッターがあります。場所は先ほど事務局から説明しました通りです。以上補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

向山議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。

よろしいですか。それでは採決いたします。日程第5「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手)

向山議長 はい。ありがとうございます。賛成多数ですので日程第5、「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」について原案のとおり承認いたします。

続きまして、日程第6「その他」についてですが、事務局から何かありますか。

事務局(青木) それでは何点か説明させていただきます。その他のところで添付させていただいております、東京都から来ました農業委員への女性登用の推進に向けた東京都目標計画の策定についてということでありまして、こちら34ページに書かれている内容で東京都に報告させていただこうと思うのですが内容でNo.6番、目標女性委員制、こちら氏名と書いてあるのですがこちら東京都の目標の設定上3名以上にしてくれということになりましたので人数を3名に変更させていただきます。後は内容の通りとなっております。何かご意見等、修正等が必要な場合がございますらお伝えいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局(中田) すみません。補足で、本来ですと3月の定例会の時にお諮りするところだったのですがちょっと事務处理的に遅くなってしまいまして、先行して東京都の方にはやり取りさせていただいております。ですので、事後承諾という話になってしまい申し訳ないのですがあのこちらの計画でお願いしたいというところなのです。よろしくお願いいたします。

中拂委員 すみません。

向山議長 はい。3番。

中拂委員 あの令和7年度末までの目標達成委員数は3になったのですが、ということは今1ですよね。ということは随時募集をかけるということですか。

事務局(青木) そうですね。

中拂委員 3年後だからこの末の時点で3人ということですよ。

7年だからこの任期が終わる時までってことですから。途中募集を女性に関してはかけていくということでしょうか。

- 事務局(青木) 途中募集もそうなのですがまずスケジュールにある令和4年5月から令和6年12月までまず女性委員の掘り起こしということでさせていただきます。でそれから令和7年になってから農業委員の推薦や募集を開始させていただこうと思っております。
- 笠間委員 今期の任期中は女性だけ募集するってことですか。男性の方も良いですね。
- 事務局(青木) 大丈夫です。はい。
- 笠間委員 定員に達していないから随時募集と言っていましたよね。
- 事務局(中田) 随時募集は今10名の段階では必要ないです。もう一人減った場合に募集をかける必要があるのですが、今の10名の場合は再募集をかけないです。さっきの中拂さんがおっしゃったように特に女性を採用するための募集というのもしかけないですし、ただ次回が令和7年1月に改選の募集がありますので、そこまでになんて言うのですかね、どういう方がいらっしゃるか、そういった掘り起こしですか、情報収集に努めるっていうのが今回の計画のメインになっていきます。
- 中拂委員 ということは令和7年度末までの目標というのは、言ってみれば達成できないのですかね。で次回なんとか3名を確保しようという。
- 事務局(中田) はい。
- 向山議長 ただいまの件につきましてよろしいですか。
(～はい。の声 多数～)
- 向山議長 それではその他に入りますけど、何かありましたら。
- 笠間委員 はい。
- 向山議長 はい。5番委員。
- 笠間委員 令和4年度大島町肥料・飼料・燃料価格高騰対策支援金これは4月からですが何人か申請ありました。
- 事務局(中田) まだ7月末までの募集期間なのですけどもまだ申請が1件もないです。
- 笠間委員 1件もない。あとこのチラシは生産組合に置いてあったのですが申請書はホームページからあるいは産業課の窓口からでも。生産組合なんかでも、できればその申請書を置いておくことはできませんか。そうすればその場で貰って書いて役場に一回で済みますよね。
- 事務局(中田) はい、そのように対応いたします。
- 笠間委員 あとこれは生産組合等どこで買っても対象ですか。
- 事務局(中田) はい。通信販売で買ったものでも領収書が分かれば大丈夫です。
- 笠間委員 通信販売でもいいのですね。最大1万円ですね。
- 事務局(中田) 予算のもつ限り第2弾第3弾と延ばすことも考えていますので。
- 笠間委員 家庭菜園等の場合は。
- 事務局(中田) 農業者としてある程度出荷金額があったり、耕作面積がっていう条件はあるので基本的には家庭菜園だけの方は対象にしていません。
- 笠間委員 はい、結構です。
- 中拂委員 では、そのことについて農家から聞いたことなのですが、3月にこれを貰ったのですが、できればもっと早い時期にしてほしかったということで、今年の作付にはもう肥

料買っちゃったよという声が結構聞こえたものですから第2弾第3弾の時にはもうすこし早めをお願いします。

事務局(中田) 私の方もそういう声が聞こえていました。3月に生産組合の方で安売りかなんかするのですが、納期が4月以降であれば対象にしようかと思っているのですが、納品がですよ。あと予算が余ればの話なのですが、先ほど言ったように第2弾を今後7、8、9とか延ばそうと思っているので、そこで今年の後半分を買う方はそこで契約をしていただければと思うので、よろしく願いいたします。

笠間委員 期間内に1回だけだよ。最大1万円っていうのは。

事務局(中田) その通りです。

向山議長 それでは何かございましたら。

吉田委員 農地利用の適正人数なのですが、この令和4年度の数字を見ると定員が7名で実数3名となっているのですが、もう1人いるのですか。9ページ

事務局(中田) それは資料の誤りだと思います。

吉田委員 あ、そうですか。では2名っていうこと。

事務局(中田) そうです。

すみません。3月の時に質問があつて、宿題とさせていただいた案件があつたので今、回答します。質問があつたのは小坂委員からだったのでもういらっしゃらないのですが、質問の内容は3条の取り扱いでその時あつた案件が長い期間の貸借があつたのですが、途中で契約の相手が亡くなった場合とかは3条の扱いはどうなるのかっていうところを聞かれていたのですが、農業会議の方にちょっと確認したらですね、まず借手側の方は耕作権がちゃんと残ると。で有償で貸借していた場合はより強くなるということで、あとは貸手側のほうはですね3条の権利というか義務は次の方に相続されるということですのでいずれにしても直ちに3条が無くなるということは無いというようなことを言われました。ということで回答です。よろしく願いいたします。

向山議長 それでは他にないようでしたら私から1つ提案がございますのでお聞きください。今までいかなる議案も必ず現地確認を担当地区委員は実施しております。今回私が言いたいのは、事務局の仕事の簡素化っていうことで登記官照会とか農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定。補足説明は地区担当委員が必ずしもするというのではなくて今までは登記官照会と経営基盤、先ほど説明頂きましたけどこの2点はほとんど事務局の説明でやったのですよね。で大体この、先ほどの経営基盤の大体が今まで再契約、更新が多かったのですよ。今までね。それで事務局説明だけでよろしいのではないかと思います。委員の皆さんいかがでしょうか、お聞きします。今までほとんどが更新再契約でありました。但しどうしても補足説明したい点がありましたら説明するということがいかがでしょうか。ほとんど今まで登記官照会ももう出来上がっているのですよ。それと、今言う、経営基盤の3条に関係なく、農業経営基盤の説明は、ほとんど事務局の説明で甲乙と説明していますよね。甲は貸したい人、買いたい人は中間、中間は東京都ですね。乙、乙から今度は貸したい人。その説明を事務局で読んで但し必ず現地確認は行っていますけどね。それでどうでしょうかね。

笠間委員 その現地確認を失くそうというわけですか。

- 向山議長 現地確認は今まで、3条、4条、5条、登記官照会、経営基盤の利用権設定にしても必ず地区担当員は現地を確認しています。それで今回の総会にかける時はその点はどうですか。事務局の説明で済ませるといふことで。
- 笠間委員 登記官照会もありましたよね。農業委員会が3名以上いないといけないとかそういうのが。
- 向山議長 地区担当委員の説明はほとんどやっていないです。事務局が説明していました。
- 笠間委員 そういうものはやっていなかったですか。
- 向山議長 説明はほとんど今までは。
- 笠間委員 3名がってことですか。
- 向山議長 現地確認は3名です。
- 笠間委員 行かなきゃいけない。
- 向山議長 3名以上ね。それはもう決められているから。
- 笠間委員 それを行かなくてもいいってこと。
- 向山議長 いやそうではないです。現地確認は3条、4条、5条、登記官照会、経営基盤強化ね。必ず行ってもらいたいです、現地の確認は。登記官照会の場合は絶対に3名以上、委員がね。立ち合い。それでやる通りやっていただきたいです。ただその補足説明をね、3条、4条とかね、5条は補足を必ずしますよね。3条はここで許可すればそれで済みます。4条5条はここで許可しても東京都知事の許可が必要だからね。それは向こうに送らなければ。その後返答は東京都の方からね、それは事務局のところへ来ますから。ただここでの説明の補足説明ですよ。その登記官照会でも言った地番の補足説明、これは事務局の説明だけで良いじゃないですかと。そしてどうしても引っかかるところがあります。となった時は、聞くっていうことでどうでしょう皆さん。
- 中村委員 今の会長の説明の通りね。ようするに現地調査しても現地調査の報告を事務局がしたら事務局の報告で特に無ければそのまま通してほしいという意味ですね。
- 向山議長 はい、そうです。良いですか。
- 笠間委員 記録に残しておけばね。誰と誰が言ったか分かりますからね。
- 向山議長 良いですか。そうですね。言っちゃあ悪いのですが、事務局の方も色々と仕事が山積しているものでね。議事録も。少しでもまあそういうことでよろしいですか。
- (～はい。の声 多数～)
- 向山議長 じゃあ賛成ということで、そういうことでよろしく申し上げます。私からはそれまでです。ありがとうございます。どうですか。他に何かございますか。
- 事務局(青木) 会議始まる前に席に置かせて頂いたのですが令和4年度農業委員会活動推進要領ということでこちら農業会議から来たものを置かせて頂きましたので中身のご確認をよろしく申し上げます。
- 中山委員 会長、他にありますか。
- 向山議長 特に無いようですので第1回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員